

令和6年4月1日からの利用申込をされる方へ

1. 受付（面接）日時・場所（都島区にお住まいの方）

第1希望保育施設により異なります（裏面一覧参照）

- 第1希望保育施設の受付(面接)日の2開庁日前までに予約してください。ご都合が悪い場合は、できるだけ利用希望順位の高い保育施設で受付(面接)予約をお取りください。受付(面接)場所は利用調整結果へ影響しません。
- 受付時に、提出された書類の内容確認や児童の健康状況等の聞き取りのための面接をおこないますので、保護者の方が申込児童と一緒にお願いします。
- 令和6年4月1日からの利用を希望される方は、必ず10月16日までに受付(面接)を終えてください。
- 平日の日中は都合が悪い方は、指定外の6日（金）、13日（金）17:30～19:00または14日（土）10:00～を予約してください。
- 窓口の混雑状況によりお待ちいただく場合があります。時間に余裕をもってお願いします。
- 他区にお住まいの方は、お住まいの区役所にご提出ください。
- 市外にお住まいの方は、都島区役所保健福祉課(こども教育)までご相談ください。

2. 対象児童の年齢について

5歳児 平成30年4月2日～平成31年4月1日生	4歳児 平成31年4月2日～令和2年4月1日生
3歳児 令和2年4月2日～令和3年4月1日生	2歳児 令和3年4月2日～令和4年4月1日生
1歳児 令和4年4月2日～令和5年4月1日生	0歳児 令和5年4月2日～(令和5年10月1日生)

(注) 0歳児で入所できるのは、生後6か月以上です。

3. 申込に必要な書類について

- 2人以上の申込みをされる場合、すべての書類が児童1人につき1部ずつ必要です。
- 利用希望保育施設等は事前に申込児童と可能な限り見学の上、通園距離等利用が可能な範囲内でご記入ください。
- 「世帯構成員」欄には、父母および同居所に居住している世帯員全員（世帯分離者を含む）について記入してください。申込児童の父母は、単身赴任等で別居している場合も記入してください。
- マイナンバーについては申請書右上欄に記載の保護者の方のマイナンバーカード（または通知カード等+身分証明書）を確認させていただきます。なお用紙の記載もれやカード等持参できない場合も申請は可能です。

受付(面接) Q&A

Q1：第1希望保育施設をまだ決めていません。

A1：仮にどこかの施設に決めていただき、16日までに受付を終えてください。受付後も11月15日までの間でしたら希望保育施設等の変更が可能です。

Q2：令和5年度 途中入所も今後申込予定にしています。後日来庁して申し込む必要がありますか。

A2：令和5年度・令和6年度の申込書を一緒に一斉入所受付期間にご提出いただけます。令和5年11月からの利用申込の方は、10月5日が申込締切のため2・3・5日の指定外の日に予約してください。都合が悪い場合は第1希望保育施設にかかわらず5日までの日程で予約してください。

Q3：第1希望保育施設を決めたときには、その施設の受付が終了していました。

A3：できるだけ利用希望順位の高い保育施設の受付日で、予約してください。

Q4：受付予約後、第1希望の保育施設を変えました。

A4：受付場所は利用調整結果に影響しませんので、予約された保育施設の受付場所で受付を行ってください。

Q5：添付資料が申込期限の10月16日に間に合いません。

A5：申請書だけでも期限内に必ずご提出ください。(送付不可。要 持参。) 添付書類は11月15日まで提出可能です。期限後に申し込まれた場合は、2次調整の対象となります。

Q6：育休中で延長可能なので他の希望者より後順位にしてほしいが、予約して申し込む必要がありますか。

A6：2次調整の受付期間(令和6年1月10日～)に区役所2階23番窓口でお申し込みください。予約は必要ありません。